

第 16 回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和 7 年 1 月 29 日（水）16:00～18:00

場所：ワйм貸会議室 赤坂スターゲートプラザ 地下 1 階「Room A」

2. 議事

- ・ 開会
- ・ ギャンブル等依存症対策推進基本計画変更（案）について
- ・ 閉会

3. 出席委員

阿部恭久委員、池田文隆委員（リモート出席）、大嶋栄子委員、
岡崎直人委員、黒沢幸子委員（リモート出席）、
佐藤しのぶ委員（リモート出席）、辻本哲士委員
長谷川勢子委員（リモート出席）、浜田節子委員（リモート出席）
樋口進会長、増田悦子委員、山口英彰委員、山本和広委員（リモート出席）
ユウ委員（リモート出席）、吉倉和宏委員

4. 議事概要

○樋口会長 定刻になりましたので、ただいまから第16回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。また、オンラインでご出席いただいている委員の方もいらっしゃいます。まず、本会議の定足数は推進本部令第三条第一項で過半数となっており、本日の出席者は15名で過半数に達しており、会議が成立していることをご報告申し上げます。オンラインでのご出席は、池田委員、黒沢委員、佐藤委員、長谷川委員、浜田委員、山本委員、ユウ委員となっております。

本日の議事は「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更案について事務局より説明を受け、議論を行いたいと思います。本日の議事は以上であり、早速議事に入りたいと思います。「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更案について事務局から説明をお願いいたします。

○岸本参事官 これまでの議論を踏まえて事務局にて基本計画の変更案を作成しましたので説明申し上げます。変更案は配布資料の1－2ですが、これは大部になりますので、本日の説明は資料1－1に沿って行います。

資料1－1の1ページをご覧ください。まず、上の方に基本法の基本的な枠組みについて記載しており、基本法に基づき計画は3年ごとに実態調査を行った上で見直しを検討することになっています。そして2つ目にありますが、変更案の作成時には関係者会議の意見を聴かなければならないとされています。枠組みの下半分に記載がある今回の経緯について改めて確認すると、8月に厚生労働省から実態調査結果が公表されており、それについて9月に関係者会議で議論いただきましたが、この実態調査においては、ギャンブル等依存症が疑われる者の割合は成人の1.7%で3年前の前回調査との間で統計的に有意差はなしという結果でした。その後、今日の会議を合わせて9月以降、4回にわたり議論を続けてまいりました。本日の意見も踏まえて、最終的には3月に基本計画変更の閣議決定を予定しています。

続きまして2ページをご覧ください。これまでの主な取組と成果をまとめています。まず、①に記載の公営競技における取組です。広告・宣伝については、各事業者において広告・宣伝に関する指針を自主的に策定いただき、運用を開始しているところです。2つ目の、のめり込み防止のための取組として、本人・家族申告による入場制限やインターネット投票の利用停止措置、いわゆるアクセス制限の取組を進めています。また、公営競技場や場外発売場のATMについては撤去が完了しています。また、図を入れていますが、赤枠で囲った部分に記載されているような警告表示が流れる形式で注意を引く表示方法を導入しています。続いて、ぱちんこでは出玉規制が強化されており、それに対応した遊技機への入れ替

えが完了しました。ぱちんこにおいても、アクセス制限について、チェーン店等の複数店舗への一括申告を可能とする運用を開始したところです。

資料右側 3 つ目の依存症の相談・治療体制の整備について、基本的には都道府県と政令市で対応することになっていますが、相談拠点については、67 の地方公共団体全てで設置が完了しました。ギャンブル等依存症の専門医療機関については、58 の自治体まで増加した状況です。棒グラフは、オレンジが相談件数で、青が外来患者数です。また、4 つ目のオンラインカジノ等の取り締まりについても検挙人数が増えています。

3 ページの現状と今後の取組ですが、まず現状について、コロナ禍を経てギャンブルのオンライン化が一層進行している状況です。公営競技の事例では、既に売上の 8 ～ 9 割がインターネット投票になっています。また現在でも、地域における関係機関間の連携について対応していますが、更なる連携強化が必要な状況と考えています。

今後の取組では、まずギャンブルのオンライン化への対応です。この会議においても、各委員からオンラインで行われるギャンブルは依存症につながりやすい特徴があるとの指摘をいただいています。例示しましたが、時間や場所を選ばずにアクセスができる、実際に金銭をかけている感覚が乏しくなる。そういったことにより、より短期間に多額の借金を抱える傾向があるとの発表もありました。それを受けた今後の対応ですが、まずアクセス制限等の利便性向上及び効果的な周知に努めていただきたいと考えています。例えば、アクセス制限の申請は、すべてがオンライン対応できているわけではないので、オンライン化も含めて、利便性の向上の検討をお願いしたいと考えています。また、医療や相談現場と連携して、このような制度があることを積極的に紹介いただいて活用を促進することも考えています。2 つ目に、10 月に試行的な取組状況を辻本委員から発表いただきましたが、オンラインで蓄積した投票データ等を分析して効果的な依存症対策に繋げる検討を行っていただきたいと考えています。次に 3 つ目についても委員からご指摘いただきましたが、クレジットカード等の後払い決済の見直しについての検討いただきます。

続きまして、右上の 2. 若年者対策の強化ですが、こちらについても 10 月の関係者会議の発表の中で、医療・相談現場において若年者からの相談が増加していると指摘がありました。これについては 1 つ目の記載のように動画や SNS といった若年者が比較的好むような媒体を活用した普及啓発を強化していきたいと考えています。2 つ目に若年者への普及啓発の観点から、地域において教育委員会との連携をさらに強化していきたいと考えています。具体的には、高校生くらいがある程度まとまって、教育啓発を行う最後の段階になると想定しており、そういったターゲットを念頭において連携していきたいと考えています。3 つ目は各相

談窓口において電話に加え、多様な相談手段を検討して参ります。具体的には、最近の若年者は電話よりもチャット等の媒体を好むとの指摘もあり、そういった部分も加味して検討いただきます。

続きまして、3. 依存症対策の基盤整備等の部分ですが、1つ目に、先ほどの成果のところでも紹介した、地域における専門医療機関等の整備の推進を更に進めていく必要があり記載しています。2つ目に、多重債務の問題等の解決のためには地域の相談拠点、福祉の専門の方だけの対応では難しい部分があるので、司法書士等の専門家の方々との連携を強化したいと考えています。3つ目に、12月の会議で発表いただきましたが、宝くじについて広告・宣伝の在り方の検討などで自主的な取組を推進いただくことにしています。なお、スポーツ振興くじについては、実態調査の結果では考察に至るまでのデータが得られなかったという事情があり、本体資料の105ページの下から4行ぐらいに記載がありますが、引き続き自主的な取組は行って頂きつつ、実態調査を通じて状況を把握していきます。

続きまして、4ページはオンラインカジノ対策です。現状の計画においては取締りについて既に盛り込んでいますが、報道等でもオンラインカジノへのアクセス増加と、これに伴う依存症の問題が強く指摘されている状況ですので、取締りに加えてオンラインカジノをすることが日本においてそもそも違法であるという啓発・教育の徹底、またそういったサイトへのアクセスの抑止、オンラインカジノへの送金やクレジットカード決済の抑止について対策を求められていると考えています。オンラインカジノについては本体資料に新しいまとまりを作りたいと考えており、最後の第二章の「VI」として新たに設ける想定です。まず、取締りの強化では、実際に賭けている賭客のみならず収納代行業者等への取締りも強化していきたいと考えています。2つ目の違法性の周知ですが、これもSNS等を活用して、青少年も含めた啓発を実施していきたいと思います。3つ目のオンラインカジノへのアクセス対策では、情報流通プラットフォーム対処法という法律が昨年度公布され施行準備中ですが、施行後には大規模プラットフォーム事業者が違法有害情報を削除等したか、その取組を公表する仕組みがあり、こうした仕組みを通じて適正な運用を推進していくということを考えています。4つ目に、オンラインカジノの決済手段の対策としてもオンラインカジノへの送金やクレジットカード決済の抑止のために事業者等に対する注意喚起等を行っていききたいと考えています。説明は以上となります。

○樋口会長　ありがとうございました。ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更案を作成いただき、ありがとうございます。それでは、ご質問やご意見等がございましたら伺ってまいりたいと思います。増田委員、どうぞ。

○増田委員 私から３点ほどお伝えしたいと思っています。まず、相談方法は電話以外の対応も検討していただけるということですが、私ども消費生活センターにおいても、SNS やメールといった多様な手段による相談に取り組んでいるところですが、消費者相談にはいろいろな種類があり、SNS やチャットでは効果が限定的と思っています。ですが、ギャンブル等依存症の相談では、病院や相談窓口を紹介するところから始まると思うので、そういう意味で相談のハードルを低くするという点で非常に効果的だと思います。ただ、具体的な内容を相談できるよう、窓口に必ずつながるような仕組みを構築していただきたいと思います。

それからオンラインカジノについてですが、消費者相談によると SNS などから誘導され、それから通信アプリに移動して契約に至る形になっています。通信アプリで例えばチャットのやり取りだけでは法律適用が非常に難しく、特定商取引法の適用もないということで、規制が十分ではない部分があります。また、相手方の所在が特定できないとセンターとしても交渉困難であり、特定できなければ裁判もできないので、一度被害があると被害回復は困難です。最後の砦が決済手段で、クレジットカードは加盟店契約を結びますし、貸金業においても事業者の方々の協力が非常に重要と考えています。宝くじに関しては、これまで国民の認識として、「１年に２回ぐらいのお楽しみ」ということが長く続いていたと思います。ただ、テレビ等でも「短時間で買えます」というような CM もあったと記憶しており、インターネット購入もできるので、今後注視するという事で今回の基本計画における取り組み方に賛成します。以上です。

○樋口会長 吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 因果関係がまだ明らかになっていないギャンブル等依存症に関して、関係各所が今できる限りの対策を講じてより良い計画へと発展させているという点で、この計画案の作成に関わりました皆様や会長のご尽力に改めて感謝申し上げます。今後、困っている方々やご家族が早期に適切な支援が受けられるよう、また得られた情報がきちんと分析されて、効果的な予防策につながるよう期待しています。一方で、情報共有や理解の促進に関しては、まだまだ不十分と考えています。皆様がお話し下さった通り、窓口につながるように、あるいは様々な社会的支援につながるようにすることが何より大切だと思っています。関係者の連携や、関係各所による周知、特に各地域における周知がますます重要になってくると考えています。より効果的に依存症の予防と回復につながるよう各関係者が尽力していくことが大切で、そういった部分も期待しています。依存症に関しては、家族や本人以外の周辺への影響も大きいので、問題解決に向けて関係各位が一緒になって取り組むことが重要です。この計画案は、これまでの議論

によりさらに充実している状況と理解しています。しっかりと実行され実体のある形になることを期待しています。ありがとうございました。

○樋口会長　ありがとうございました。浜田委員、お願いします。

○浜田委員　経済アナウンサーの浜田です。私からは２点の意見と１点の質問があります。まず意見から述べますが、SNS など若年齢層のケアが重要であると同時に、相談機関の充実が全ての年齢層への問題解決につながると考えており、依存症になる直前の方や学生など若年齢層の相談を積極的に受け入れることで、容易にギャンブルにアクセスさせないようにすることが非常に重要と考えています。そしてギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更案の概要４ページに記載の今後の取り組みの中に「オンラインカジノの違法性等の周知」とあります。また、３ページ「若年者対策の強化」の箇所では、特に若年齢層へのアプローチにおいて多様な相談手段を検討するとされています。先ほどの増田委員の話でも出ましたが、若年齢層の話を聞いていると「何が違法か分からない」という声が多く、具体的に何が違法なのかかみ砕いて教育・啓蒙を実施することが大事と考えます。そして「多様な相談手段を検討」の部分では、若い方は電話相談のハードルが高いという意見もよく聞きますので、いつでも相談できるチャット機能など年代に合わせてアクセスしやすい環境を整えていくことを検討することが重要と考えます。

次にオンラインカジノへのアクセス対策の中で、情報流通プラットフォーム対処法に関する記載がありましたが、この法律の施行によって消費者にとっては違法なオンラインギャンブルサイトや詐欺的行為からの保護、例えばオンラインギャンブル関連コンテンツへのフィルタリング実施によるアクセスリスク低減を通じて依存症リスク低減も見込めるとともに、今後プラットフォームを通じての依存症対策や支援窓口周知の充実が期待できます。質問は、昨年公布された情報流通プラットフォーム対処法の施行日が分かればご教示いただけますでしょうか。

○総務省　総務省です。浜田委員から質問があった情報流通プラットフォーム対処法の施行日は、現時点では決まっておりません。同法は昨年５月１７日に公布され、公布の日から一年を超えない範囲内、すなわち今年の５月１６日までの施行が求められています。浜田委員も含め皆様から早期施行に期待の声を寄せていただいております、なるべく早期の施行を目指して準備を進めています。

○樋口会長　オンラインカジノは、色々な所で問題となっており我々の医療機関にも多くの患者が来られるので可能な限り早い施行をお願いしたいと思います。

他、いかがでしょう。大嶋委員、どうぞ。

○大嶋委員 NPO 法人リカバリーの大嶋と申します。オンラインカジノの決済手段対策について質問があります。経済産業省の方がお見えでしたら確認したいのですが、本資料の 120 ページに記載の今後の取り組み内容で、クレジット会社に決済防止のために事業者等に対する注意喚起要請等を実施とありますが、実際にどのように実行されるか具体的にイメージできるよう教えていただければと思います。

○樋口会長 はい、お願いします。

○経済産業省 経済産業省です。クレジットカード発行会社に不信なクレジットをしていないか、金額や頻度をモニタリングしてオンラインカジノのような取引をやっている疑いがある場合は業者で確認をする取り組みをしていると聞いています。

○樋口会長 今の取組を更に強化するということですね。よろしく願いいたします。

他はいかがでしょう。辻本委員、どうぞ。

○辻本委員 オンラインカジノの件で、オンラインカジノの違法性を認識せずにのめり込んでしまう人が、違法性が明文化されると、相談や治療に来づらくなってしまい、悪化してから来るということも考えられます。記載が難しいですが、オンラインカジノで困っている人に向けた相談支援や治療に結びつけられるような内容を明記して欲しいです。悪化してしまうことを避けたいので、そのような方々を救済できるような記載があるとありがたいと思います。また、オンラインカジノ自体に対する法規制がまだ追いついていないので、事業者に対する厳罰化や予算、人材養成に関する部分など、今のレベルでは対応しきれていない部分について、引き続き取り組んでほしいです。例えば、海外のオンラインカジノのブロックリングなど新たな手技も出てくると思います。DX 化がどんどん進んでいく時に新たな対応も出来るような文言や工夫があればありがたいと思います。現行計画ではオンラインカジノについて殆ど記載がなかったですが、「法律に明記されていないものは違法である」のように、整理いただけるとありがたいです。以上です。

○樋口会長 事務局お願いします。

○岸本参事官 重要なご指摘だと思います。相談・治療の部分は全体に横断的に関係する部分ですので、そちらで受け止める構成で考えております。一方でご指摘の通り、違法オンラインカジノの問題はまさに今拡大している問題だと承知しております。先ほどは説明を省略してしまいましたが、概要資料の4ページの一番下に、オンラインカジノの横断的な取組について、政府の中に関係省庁連絡会議を別途設けて、そこで柔軟に新しい課題に対する議論ができる体制が取られておりますので、そういったものと合わせて今後とも必要な検討を行ってまいりたいと考えています。

違法性を強調することで、治療へのアクセスのハードルが上ってしまう懸念もあるという点は大事な指摘だと思います。ありがとうございます。そのあたりについても、今後の課題だと思います。

○樋口会長 その他いかがでしょう。岡崎委員、どうぞ。

○岡崎委員 日本福祉教育専門学校の岡崎でございます。今の辻本委員の発言は、非常に大事だと思っており、厚生労働省が違法性薬物の相談ガイドブックパンフレットだったと記憶していますが、違法性薬物を使っているにもかかわらず相談治療では警察に通報しませんという旨を明記してあったと思います。ですので、そういう部分も含めて、治療に来る方を守るような方向性は大事だと思います。

もう一点、概要資料4ページのこれまでの主な取り組みと成果の③の部分で、これを見るとこの5～6年で医療機関への受診外来患者が3倍に増えており、非常に驚異的な伸びではあると思います。ただ成人の1.7%がギャンブル依存症の疑いがあるという点からすると、圧倒的にまだ少ない状況であると思います。それともうひとつ、相談拠点は67団体の都道府県政令市で整ったとのことですが、医療機関の方はまだ未整備の自治体もあるということで、やはり同じ都道府県、あるいは政令指定都市の中で治療が受けられることも大事ですので、色々事情はあるかと思いますが各自治体には整備をお願いしたいです。これも計画の中に入っており、強調のような話になるだけかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思いました。以上です。

○樋口会長 はい、ありがとうございました。アクセスが良いと患者さんも診療を受けやすくなるということですね。他はかがでしょうか。池田委員、お願いします。

○池田委員 オンラインカジノに関して、私からも意見をさせて頂きたいと思い

ます。ギャンブル等依存症の支援を行っている現場では、現在オンラインカジノが最も問題であると実感しています。そのような状況の中で基本計画の中に独立してオンラインカジノへの取り組みが盛り込まれたのは、非常に良かったと考えており、基本計画に基づいて関係各所の対策が強化されることを期待しています。意見の1つ目はオンラインカジノのブロッキングや支払いのブロッキングについて、昨年は国会でもブロッキングについて取り上げられて総務省も検討すると仰っておられたので、是非検討して頂ければと思います。2つ目はオンラインカジノを手助けするようなアフィリエイターや決済代行業者に対する対策は具体的に記載されているものの、厳罰化を盛り込んでいただきたいです。最近検挙事例も増えていますが、検挙されても大した罪にならず、大金を稼いだ割に少額の罰金だけで済むということであれば減らないと思います。実際検挙されたYoutuberがオンラインカジノ側から3,000万円受領していたにも関わらず罰金は50万円だった、という事例もあり、検挙されても大した罪にならないというイメージを与えてしまいます。警察が頑張っても抑止力は限定的だと思いますので、厳罰化を検討していただければと思います。最後に3つ目として、今後は関係省庁連絡会議で横断的に対応下さるとのことは喜ばしいですが、オンラインカジノにより日本からかなりの金額が海外へ流れているとの指摘もあります。現在、警察庁でオンラインカジノに関して実態調査中とのことですが、先ほど話が挙がっていた違法性による治療への繋がりにくさと同様に、調査をしても違法性の部分で正直に回答が得られるのかも疑問であり、どこまで明確化できるか不明瞭なことから、オンラインカジノ対策はしっかり予算を立てて専門部署を作るなり、専門的な人材を配置するなどしっかりとした対策を立てて欲しいです。ギャンブルに端を発した凶悪犯罪も増えており、困っている方も増えている中で、オンラインカジノが原因で人生が不幸になる方が一人でも少なくなるようしっかり実施して欲しいと思います。以上です。

○樋口会長　ありがとうございます。警察庁の調査は今年度中に結果が出るのでしょうか。

○警察庁　警察庁です。我々が実施している実態調査は1月末が納期となっています。その結果を踏まえて今年度中に実態調査の結果について公表したいと考えています。以上となります。

○樋口会長　はい、ありがとうございました。その他はいかがでしょうか。山口委員、どうぞ。

○山口委員　ギャンブル等依存症対策に関して、ここまで4回にわたって議論させていただきました。今回、基本計画変更案がまとまったということで、私どもとしても記載内容について誠実に実行してまいりたいと考えております。特に今日もいろいろ議論があった相談体制の問題については、電話以外の手法について我々としてもギャンブル全般に関わる話ではありますが連携して取り組んでいければと思っております。我々の行っている事業自体への様々な懸念や批判もあるところですが、我々としては健全な形で皆様が楽しめる事業として、これからも皆さんに支持される競馬にしていきたいと考えているところです。樋口会長を始め、皆様方の適切なご配慮により、こういった形でまとめられたことに対しまして感謝申し上げますところでございます。

○樋口会長　はい、ありがとうございます。他はございますか。辻本委員、どうぞ。

○辻本委員　少しくどいようですが先ほどの話に立ち返り、公務員には犯罪告発義務が基本的にあるという点と、患者さんのサービスのための具体的な進め方については議論としてまとまりきっていない点があるかと思います。計画が行政におりてきた時に、何でも告発となってしまうと支援にならないので、大きな話になりますがどのようにそれに関する部分を盛り込むのか、記載内容について検討いただきたいと思います。

○樋口会長　事務局、お願いいたします。

○厚生労働省　厚生労働省です。辻本委員ご指摘の点というのは、もともと薬物の話で議論にあった話です。先般の大麻法改正の審議の際にもこの点が論点になり、薬物の使用が違法になった時に相談しにくくなるのではないかと議論があり、告発義務との関係は整理すべしということで国会でも話し合われました。そういった点を踏まえて、今年度は、薬物依存のことが中心ですが、相談機関の告発の対応をどうするのか、警察などへの情報提供の仕方をどうするのか、調査研究を実施中です。調査研究で一定の整理ができないか、法学の先生方とも一緒に議論いただいていますので、その結果は当然薬物に限らず、違法なオンラインカジノをやってしまった方々にも、適用できることになってくると思いますので、その取り組みはオンラインカジノ対応についても、活用していきたいと思っております。

○辻本委員　家族が巻き込まれるギャンブル等依存症はお金の問題から始まることもあり、違法・取り締まりばかりになってしまうと家族にもなかなか相談でき

なくなって大変だと思うので、その辺を含めて検討いただければありがたいです。

○樋口会長 はい、わかりました。検討いただくようにお願いします。

これが最後の呼びかけですが、もし意見があればいただければと思います。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 私は、1回目から議論に参加させていただいていますが、当初は宝くじが対象になっていないとか、オンラインカジノが最近出てきているなど、状況は刻々と変化していると思います。やはりそういう中で対応していかなければいけないのは、国民の皆さんが安心安全に暮らしていけるためにどうするかについて考えていくことです。その中で私は、ギャンブル等依存の大きなポイントは何かという、やはり多重債務や家計破綻が大きいと考えています。病気の観点では我々はあまり知識がないこともありなんとも言えないですが、見えてくる部分ではやはり金銭的な部分が大きいと感じており、特にオンラインカジノでは24時間365日出来てしまう状況をしっかり止めていくことが必要と考えています。我々パチンコ業界や公営ギャンブルの方たちは、決められた中で運営しているわけであり、国民の皆さんに色々と弊害が出るところに対しての対応は、国として、またここにいる委員の方々と知恵を出し合って進めていくべきであり、引き続き活動していければと私は考えています。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。浜田委員、どうぞ。

○浜田委員 先ほど若年齢層へのアプローチでオンラインカジノの「何が違法なのか分からない」という声に対して、根本的な所から教育・啓発が必要だと申しました。金融経済教育の観点からですが、今回ギャンブル等依存症対策推進基本計画変更案の68ページに、金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発に記載されたように、前回第15回の会議で金融経済教育推進機構が実施する出張授業で新しくできたJ-FLECの認定アドバイザーに対する研修にギャンブル等依存症対策に関わる取り組みの記載を希望しまして、基本計画案に反映下さりありがとうございます。是非、金融経済教育推進機構のJ-FLEC認定アドバイザーを通じて研修時の啓発を行って頂くことを期待いたします。同時に、多重債務問題の観点からも金融庁、そして消費者庁の方々が、必要に応じて対応マニュアル改訂やマニュアルの活用推進、多重債務相談体制を強化下さっており、相談窓口と相談拠点との連携強化にも取り組んでいただいておりますが、併せて、金融経済教育の推進を更に若年齢層含め幅広い年齢層に「どのような部分が違法なのか」などの根本的な所から啓発を進めていただくことを希望いたします。以上です。

○樋口会長　ありがとうございました。黒沢委員、お願いします。

○黒沢委員　黒沢です。基本計画の変更案作成ありがとうございます。私も最初の会議から参加させていただいていますが、コロナ禍を経て、インターネットの普及により、オンラインによるギャンブル投票の増加やここまでカジノなどの違法ギャンブルの問題が出てくるとは当初想定していませんでした。そのような中、議論を重ねてギャンブルのオンライン化への対応強化、そして特にオンラインについては、今後さらに Z 世代と言われる若者が多く参入してくるので、若者の対策強化を今後の大きな柱のひとつとしていただくことについて評価できると思います。より具体的なことについての意見として、リーフレット作成等に取り組んで下さっていますが、国立大学ではなく中堅の私立大学の肌感覚としてはまだまだ学生に届いていないように感じています。違法性を強調しすぎると相談しづらくなることもありますが、そこに配慮した予防啓発や相談窓口について丁寧に細やかに対応くださることを期待します。大学側も他大学での取り組みが気になる部分もありますので、より踏み込んだ事例集や大学等での取組の詳細を可視化して伝えていただければよいと思います。それにより、しっかり対応していかなければいけないという動機付けにもつながります。

○樋口会長　貴重なご意見ありがとうございました。私としては基本計画の変更案については概ね了解が得られたと考えます。私としてもこれまでの関係者会議での議論をよく踏まえたものになっていると思います。今後、政府の方で基本計画変更案の最終調整を行っていただければと思います。最後に、政府や関係事業者はじめ関係者の皆様には計画に記載された取組を着実に実行していただくよう、ぜひお願いしたいと思います。

それでは本日の議論はここまでとしたいと思います。本日の議事録につきましては、事務局で作成し、各発言者に内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公表したいと考えています。次回の会議日程などは後日、改めて事務局から案内いただきたいと思います。

それでは以上で第 16 回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を終わりにしたいと思います。今日はありがとうございました。

以上